

De Gruyter 一般取引条件

エヌオンライン和訳

De Gruyter グループには Walter de Gruyter GmbH (Genthiner Straße 13, 10785 Berlin) およびその子会社

- De Gruyter Open Ltd. (Bogumila Zuga 32a, 01-811 Warsaw, Poland) 、
- Birkhäuser Verlag GmbH (Allschwilerstrasse 10, CH-4055 Basel, Switzerland) 、
- Walter De Gruyter Inc. (Boston, 121 High Street, Third Floor, Boston, MA 02110, USA)

が属する。

本一般取引条件において De Gruyter とは、お客様が契約関係を結んだ相手方である上記グループの当該会社を意味するものとする。

1. 適用範囲

1.1 本一般取引条件は商品の引渡しまたはインターネット上での製品使用等のサービス提供に関して De Gruyter がお客様との間に結ぶすべての契約に適用される。契約は個人消費者、業者または大学・図書館等の機関との間で結ぶことができる。本一般取引条件は、当事者を明示的に含めていない場合でも、そのような当事者間で将来結ばれる契約の枠組取決め事項として通用する。

1.2 お客様は、注文した製品およびサービスの目的が主に自らの商業活動またはフリーランスの職業活動に帰するものでないかぎり、個人消費者とみなされる。業者とは、契約締結時に商業活動もしくはフリーランスの職業活動を行っている自然人、法人または権利能力のある人的会社のことである。お客様が公法上の法人または公法上の特別財産である場合には、本一般取引条件の業者に関する規定がしかるべく適用される。

1.3 特定のサービスに対して De Gruyter の他の条件が適用される場合、そのような条件は疑いなく本一般取引条件に優先する。

1.4 業者であるお客様に対しては、書籍販売業者取引規則の該当する最新の条項が補足的に適用される。取引規則に抵触する場合、本一般取引条件の規定が優先する。お客様が小売業者である場合、最終購入者に対して固定販売価格を守らなければならない。書籍の仲介取引の場合も買取人は同様の義務を負う。

1.5 その適用が書面にて明示的に同意されたものでないかぎり、本一般取引条件と相違・矛盾する、または本一般取引条件を補足するお客様の一般取引条件は適用されない。このことは、そのようなお客様の異なる、または補足的な取引条件を知ったうえで De Gruyter が無条件に引渡しを行なう場合にも該当する。

2. 契約の成立

2.1 De Gruyter とお客様との間の契約は De Gruyter のインターネットサイト上でまたはお客様からの個別依頼(電話、電子メール、ファックスなどによる)によって締結される。

2.2 De Gruyter Online での注文

2.2.1 De Gruyter Online への登録

De Gruyter のサービス利用および De Gruyter のウェブサイトでの商品注文のためにはお客様は De Gruyter Online に登録しなければならない。De Gruyter Online によってお客様は刊行物の注文、オンラインデータベース・電子書籍・電子ジャーナルへのアクセス、De Gruyter が De Gruyter Online のウェブサイトで提供するコンテンツの

閲覧、ダウンロード、印刷を行なうことができる。無料サービスのほか、お客様は De Gruyter Online から有料の製品（電子書籍、電子ジャーナルなど）にアクセスすることができる。De Gruyter Online に登録するには、お客様の氏名および有効な電子メールアドレスを入力しなければならない。De Gruyter から送られた電子メール内の確認リンクをクリックしてお客様が登録完了を確認することによって、De Gruyter Online 使用に関する契約が成立する。費用支払義務のあるサービスに関する契約は本一般取引条件 2.2.2 の規定に従う。

2.2.2 商品の引渡しまたは De Gruyter Online の特定のコンテンツの使用などの有償サービスに関する契約は、お客様による拘束力ある申込みの発信および De Gruyter によるそのような申込みの受領によって成立する。De Gruyter の製品目録または他のサービスに関するウェブサイト上の説明は契約締結のために拘束力ある販売申し出を表わしたのではない。De Gruyter のウェブサイトからお客様は刊行物を選択し、ショッピングカートに入れることができる。注文手続完了後、お客様は「購入する」“Zahlungspflichtig bestellen / buy now“ ボタンをクリックして、契約を締結する拘束力ある申込みをする。De Gruyter は注文の受領とその詳細を電子メールによってお客様に伝える（注文確認）。注文確認は契約締結の申込みの受諾を意味するものではない。De Gruyter は別個の電子メールの送付（契約確認）、注文品の発送または希望されたオンラインサービスへのアクセス許可によってお客様の申込みを受諾することができる。De Gruyter は申込みの拒絶を通常就業日 2 日以内にお客様に伝える。

2.2.3 契約はドイツ語または英語で締結される。本一般取引条件はドイツ語版だけが適用される。本一般取引条件の英語版は法的に拘束力をもたず、情報目的で用いられ、De Gruyter が翻訳を保証するものではない。

2.2.4 入力ミスは申込みの送信前に、注文手続中に注文手続の関連頁で「進む」、「もどる」ボタンの操作によって訂正することができる。契約書文面はお客様個人のためには保存されず、注文完了後にはもはや呼出すことができない。しかし、注文内容は電子メールにて注文確認・契約確認の形でお客様に伝えられる。また、ユーザーアカウントで「私の注文」“Meine Bestellungen / my orders“ から見ることができる。さらに、そのつど有効な一般取引条件は De Gruyter のインターネットサイトで呼出すことができ、ブラウザの機能で印刷または保存することができる。

2.3 個別通信による契約締結

De Gruyter Online で行なわれない注文の場合、De Gruyter とお客様との間の契約は個別通信（電子メール、ファックスなど）によって締結される。本条項の特別条件は公法上の法人および業者に適用される。

De Gruyter がお客様の注文を拒否しなければならない場合（予期せぬ利用不能などによる）、De Gruyter は特別にお客様に連絡することができる。

De Gruyter がお客様の要求に応じて個別の商品引渡しの申し出をした場合、別途明示的に拘束力があるものとして示されたのでないかぎり、そのような申し出は拘束力をもたない。De Gruyter による口頭の申し出は、それが書面で確認され、そのさい拘束力があるものとして示されるとき、初めて拘束力をもつ。お客様の言明は通常お客様に個別申し出を行なった担当者に宛てて行なう。

3. 契約解除権

個人消費者(1.2)として De Gruyter との間に契約を締結した場合、お客様には法の規定にしたがって、契約解除権が認められる。付属文書として添付される契約解除に関する指示が適用される。契約解除の書式に関しても付属文書に示される。

4. 引渡し、発送およびデジタルコンテンツの提供

4.1 De Gruyter は以下の規定にしたがって世界中に商品を発送する。

4.2 送料は通常お客様が負担する。販売申し出に記載された送料が適用される。なお、送料は

<http://www.deGruyter.com/page/shipping> から呼出せる送料情報に基づき算出される。

4.3 デジタルコンテンツ(電子書籍、電子ジャーナルなど)は取決められた形式で、例えば PDF ファイル、EPUB などでお客様に引渡される。供給方法はお客様の選択に応じて、閲覧しダウンロードする可能性(買取)または De Gruyter Online で閲覧する可能性(レンタル)のいずれかの付与による。

4.4 ドイツ国外への引渡しの場合、送料のほかに場合によって生じる輸入手数料、関税または税金は送料に加えてお客様によって負担される。

4.5 De Gruyter は商品の引渡し時についてそのつどの提供に関する記載で伝える。提供に関する記載に引渡し日が示されていない場合には、<http://www.deGruyter.com/page/shipping> に記された引渡し日が該当する。

4.6 ある著作がまだ発売されていない場合、De Gruyter はそのウェブサイトで発売予定日を発表する。注文があった場合、お客様のために予約受付される。引渡しは De Gruyter が引渡し可能になりしだい行なわれる。契約締結時に述べられた発売予定日から 30 日以上発売されない著作の引渡しが遅れる場合には、お客様は契約を解除することができる。

4.7 契約締結は De Gruyter の納入業者による正確かつ適時の引渡しを条件として行なわれる。この条件はしかし、De Gruyter が納入業者と同等の資金関係を結び、起こりうる誤配または不配に対して責任を負わない場合に限り適用される。契約締結はまた、お客様が希望した製品が契約締結時点で提供可能であるとの推定のもとで実現する。個々のケースで、提供品が品切れで再版を必要とする場合がある。さらに、特に De Gruyter がもはや必要な販売権限をもたない場合、または個々の商品・コンテンツが第三者の権利を侵害する、もしくはその他の点で違法であるという根拠ある疑いが存在する場合には、個々の商品またはコンテンツは提供を取消されることがある。前記の場合に注文商品のお客様への迅速な引渡しがもはや不可能と思われるときには、De Gruyter は契約を解除することができる。

4.8 お客様は要求しうる分割引渡しを求めることができる。分割引渡しによって生じる費用増加分は De Gruyter が負担する。業者に対して告げられた引渡し期日は De Gruyter によって書面にて拘束力があるものとして確認された場合に限り拘束力をもつ。

4.9 お客様の希望と費用により、De Gruyter は運送リスクに対して引渡しに保険をかける。配送業者またはその保険会社に対する請求権の主張のためには独自に期限を遵守しなければならない。

4.10 お客様が業者である場合、発送実行のために指定された者に商品が引渡された時、商品の破損、損失または損害の危険および価格リスクがお客様に移転する。商品の発送、集荷、配達がお客様に責任のある理由で遅れた場合、またはお客様が受領を遅らせた場合、遅れた引渡しの危険または不慮の損壊の危険に対して同じことがあてはまる。

5. 雑誌の購読予約契約

5.1 雑誌の購読予約契約は通常暦年に対して結ばれる。別段の合意がないかぎり、契約が締結された暦年のすべての号に適用される。お客様はすでに刊行されたその年の号を通常の引渡期間内に、または次回刊行される号と一緒に受取る。

5.2 購読予約契約は契約期間満了前 6 週間の解除告知期間をもって解除することができる。そうでなければ、契約期間は当初の期間と同じ期間さらに延長される。

5.3 雑誌のテスト購読はテスト購読期間満了 14 日前に書面にて終了することができる。その場合、通常の購読予約契約の開始日はテスト購読期間満了後第 1 日である。

6. De Gruyter Online — 使用権

6.1 本条はお客様による De Gruyter Online の使用および De Gruyter Online でお客様が利用することのできるコンテンツの使用について規定する。本条で「コンテンツ」とは、De Gruyter Online でお客様が使用するために提供されるドキュメント、ファイルその他のデジタル情報およびデータベース(電子書籍、電子ジャーナル、論文または章、De Gruyter Online 内のデータベースまたはデータバンクなど)を意味する。

6.2 De Gruyter は本一般取引条件にしたがって、De Gruyter Online で提供される技術的機能性の限度内で、合意されたライセンス形態の範囲で、本一般取引条件または追加の許諾条件に含まれる規定を遵守して、権限ある使用者(6.4)が De Gruyter Online でコンテンツを使用する非独占的で譲渡不能・再許諾不能の権利をお客様に与える。特別な許諾条件(Creative Commons Licences など)を伴う特定のコンテンツが提供される場合には、当該コンテンツに関してそのような特別許諾条件が本一般取引条件に優先する。

6.3 許諾期間は製品に関する表記に提示され、お客様が選択した期間(一回きりの使用または週・月・年単位の特定期間など)にしたがう。コンテンツの使用およびコンテンツへのアクセスは本一般取引条件で明示的に許可されるかぎりにおいて認められる。

6.4 権限ある使用者は自然人に限る。お客様が法人である場合、権限ある使用者とみなされるのはお客様との間で雇用関係または学術上の教育・指導関係にある、もしくはその他の契約関係に基づきお客様の施設を使用する権限があり、その権限にもとづき職業活動の範囲内でお客様のネットワークにアクセスすることのできる自然人である。その中には特に以下の者が含まれる：

- ・ お客様の教育施設の現在の職員、
- ・ お客様の正規・非正規職員、特に図書館職員、
- ・ お客様の機関に現在学生として登録されている者、
- ・ 図書館の一般利用者。

6.5 ライセンス形態

別段の合意がないかぎり、お客様は合意された範囲内の1箇所のワークステーションでの使用許諾を得る。このことにより、そのつど一人の指定された権限ある使用者が De Gruyter Online にアクセスすることができる。複数のワークステーション用ライセンス：複数のワークステーション用のライセンスの範囲内でお客様はご自分のネットワーク内で中央ユーザーアカウントによって第三者にコンテンツを使用させることができる。複数のワークステーション用ライセンスの使用権の範囲は個別にお客様との間で取決められる。

6.6 コンテンツおよび De Gruyter Online の使用制限

6.6.1 De Gruyter Online へのアクセスは技術的な使用者認証方法、例えば特定の、De Gruyter に届け出た IP アドレスまたは IP アドレスとパスワードの組合せによって認められる。両当事者は他の使用者認証方法(Shibboleth など)を取決めることができる。

6.6.2 権限ある使用者は、お客様の許可空間においてコンピューター・ワークステーションによって、または、お客様が認める場合にはお客様のセキュアネットワークを通じてリモートアクセスによって、コンテンツを使用することができる。

6.6.3 図書館の一般利用者はお客様の許可空間においてのみコンピューター・ワークステーションによってコンテンツにアクセスすることが認められる。こうした使用者にはリモートアクセスによる De Gruyter Online またはコンテンツの使用が認められない。

6.6.4 権限ある使用者はお客様自身の目的(研究目的など)のためだけにコンテンツにアクセスし、それを閲覧・検索し、ある著作およびアクセス可能なコンテンツの少量部分にすぎない個別の頁、論文、または章の個別印刷または電

子コピーをすることができる。

6.6.5 お客様は技術上の処理(キャッシュ)に不可欠で本質的な一部として一時的に行なわれる、コンテンツの一時的なローカルコピーを作成することができる。ローカルコピーはお客様が契約条件にしたがってコンテンツを使用できるようにすることだけを目的とし、何ら独自の経済的価値を有するものではない。

6.6.6 お客様および権限ある使用者は、お客様の機関においてコンテンツの適切な部分を無償で印刷教材として権限ある使用者に引渡すことができる。このような資料の第三者への転売またはいかなる配布もしくはその他の引渡しも、特に有償で、またはその他の商業目的で行なうことは許されない。このような資料には通常著者または他の作成者、出典および使用制限が示され、出版社のために著作権に関する表示が付される。

6.6.7 お客様および権限ある使用者はコンテンツの全体または一部を第三者に販売、リース、貸与することはできず、その他の商業もしくは営業目的で使用させることはできない。

6.6.8 お客様および権限ある使用者はコンテンツの全体または一部を有償のデータ・情報・ドキュメント引渡しサービスとして使用可能にすることはできない。ただし、例外的に、お客様は他の図書館からのコンテンツの一部(雑誌のある論文、書籍のある章など)の印刷依頼に応じ、それを非商業的な図書館貸与サービスによって発送することができる。これは紙への印刷に限り、電子コピーは認められない。「アリエル図書館相互貸借ソフトウェア」(Ariel Interlibrary Loan Software)の使用はコンテンツの一部を他の図書館のプリンターまたはファックスに送信するためには認められるが、電子メールアドレスへの送信には認められない。

6.6.9 お客様および権限ある使用者はコンテンツの全体または一部を第三者もしくは一般に使用可能にすることはできない。特に、コンテンツの全体または一部をインターネットなどのオープンデータネットワークを通じてダウンロード、保存またはその他の形態の複製のために第三者に提供してはならない。

6.6.10 お客様および権限ある使用者はまた、コンテンツの全体または一部を永久データ記憶媒体に複製すること、第三者に転送し、内容の全体または一部を体系的な収集物作成のため、もしくはローカル検索システムで使用すること、他のデータ形式に変換すること、または De Gruyter の機能により予定された場合を除きデータを永続的に保存することは禁じられる。

6.6.11 お客様および権限ある使用者は、契約上の使用に必要である場合を除き、コンテンツの全体または一部を処理、編集またはいかなる改変もしてはならない。

6.6.12 上記の諸禁止は第三者による同じ行為の教唆についてもあてはまる。

6.6.13 コンテンツは De Gruyter Online でのみ使用することができる。コンテンツの全体または一部をアーカイブに保管することは、De Gruyter の書面による事前の承諾を必要とする。そのようにして使用可能となったコンテンツの全体または一部に関しても前記のアクセスに関する条件が適用される。

6.6.14 予約購読においてバックナンバーへのアクセスも認められる場合には、それは De Gruyter の契約上の義務ではなく、任意の、De Gruyter がいつでも取消すことのできる付加利益の提供である。これは De Gruyter Online で利用でき、最大 13 年前に遡るバックナンバーに限られる。このアクセス可能性は現年次の契約上の関係と同時に自動的に終了する。

6.7 お客様および権限ある使用者は著作者名、著作権表示、識別記号(特に商標、会社表示)、ロゴその他の識別表示または著作権に関する表示ならびに免責条項、権利留保等を除去、改変または遮蔽してはならない。

6.8 法的規定にもとづき認められたお客様の使用权は本条の規定によって影響を受けない。

7. お客様および使用者の特別義務

7.1 注文時または登録時にお客様は真の最新で完全な情報を申告しなければならない。お客様は自分のユーザー

データをつねに最新のものにしておかなければならない。さらに、お客様はアクセスデータを秘密に保持する義務を負う。アクセスデータを喪失した場合、または第三者が当該アクセスデータを不正使用したと疑う理由がある場合には、お客様はただちにその旨を De Gruyter に報告しなければならない。お客様は、自らに責任がないわけではない自分のアクセスデータの不正使用に対して責任を負う。アクセスデータ(特に IP アドレスまたは ID/パスワード)の不正使用または喪失によりお客様に損害が生じたときには、De Gruyter は少なくとも自らの重過失行為があった場合のみ損害に対して責任を負う。

7.2 複数のワークステーション用ライセンスの場合、お客様は現在の水準において適切な技術的措置により、権限ある使用者だけがコンテンツにアクセスすることができ、許諾に関する規定の遵守が監視されることを保証するものとする(セキュアネットワーク)。

7.3 お客様は適切な手段により、権限ある使用者が De Gruyter Online の使用に関して適用される規則について知らされ、その遵守を書面またはオンラインにて義務づけられることを保証する。さらにお客様は以下のことがらを保証するためにあらゆる適切な努力を払わなければならない:

- ・ 現在権限のある使用者だけがコンテンツにアクセスを認められること、
- ・ 権限ある使用者がコンテンツの著作権およびその他の権利の遵守の重要性について適切に知らされること、
- ・ 本一般取引条件および De Gruyter Online の使用に関して適用されるすべてのその他の規定が権限ある使用者に遵守されること。

7.4 お客様は契約に違反する使用もしくは許諾された権利を超える使用、不正使用その他の障害を認識し、阻止するためにあらゆる適切な技術的・法的措置をとる義務を負う。お客様はさらに、そのような事態についてただちに、詳細に De Gruyter に通知し、そのような事態の分析および除去に関するあらゆるデータならびに文書を De Gruyter に提供しなければならない。

7.5 De Gruyter 使用の要件は、お客様によるインターネットへの十分な接続および

<http://www.deGruyter.com/page/285#Browser> で知ることができる、De Gruyter が現在告げているお客様の情報技術システムに対する最低要求を満たすことである。

7.6 これらの要件を満たすことまたは維持することは De Gruyter の給付に属するものではなく、お客様の協力義務である。お客様は自らが設置したシステムがそのつどの最新の技術レベルに応じてウィルスなどの有害ソフトウェアおよび不正アクセスから十分に保護されることを保証しなければならない。

7.7 お客様も権限ある使用者も技術的手段もしくはプログラムによって体系的または自動的にコンテンツの検索・ダウンロード・保存・索引作成(例えば、ロボット、スパイダー、クローラ、スクリプトその他の自動ダウンロードソフトまたは検索ソフトによる)を行ってはならない。特に、契約上合意された使用目的のために使用されるのでない場合、データベースで提供されるオンライン情報を継続的および系統的に呼出すことはできない。

7.8 お客様および権限ある使用者は De Gruyter のシステムの情報技術の安全性および安定性を脅かしうるいかなる措置も取ってはならない。特に、権限なく情報・データを呼出すこと、De Gruyter が作動するプログラムもしくはその進行に干渉すること、De Gruyter のデータネットワークに侵入すること、そのような侵入を促すこと、またはネットワークの負荷を生じさせることは行ってはならない。ただし、これらの行為が契約上の使用または合意されたサービスである場合を除く。

7.9 De Gruyter は、お客様が本 7 条に規定するご自分の義務を遵守すれば生じなかったであろう損害に対して責任を負わない。

8. De Gruyter Online の利用可能性およびメンテナンス

8.1 De Gruyter は合意された期間インターネットを通じてコンテンツにアクセスする権利をお客様に付与する。De Gruyter は、期待される使用時のインターネットの適切なレベルでお客様および権限ある使用者に対して利用可能性を保証するため、自らのサーバーが十分な容量と帯域幅を維持することを保証する適切な努力を払う。しかしながら、De Gruyter のデータ提供、送信責任は De Gruyter のサーバーのハードウェア・インターフェースが電気通信ネットワークに接続された時点(「引渡時点」)で終了する。

De Gruyter Online の特定の利用可能性は明示の個別の取決めがある場合に限り、サービスの構成要素となる。

8.2 メンテナンスおよびサービス作業はサービスの利用可能性を一時的に制限することがある。

De Gruyter は必要な作業をできる限り迅速かつ円滑に行ない、De Gruyter Online のサービスの利用可能性の予測可能なやや長い制限について予告する。

9. De Gruyter Online の使用期間、契約解除、契約終了後のデータ提供

9.1 De Gruyter Online の使用許諾契約はお客様にアクセスデータを提供した時点で開始し、合意された固定期間有効となる。当該固定期間終了時に 6 週間の解除告知期間をもって一方当事者により解除されないかぎり、契約はそのつど 1 年更新される。

9.2 お客様が買取オプションを選択した場合、請求に応じて、De Gruyter は契約期間中に公表され、代金の支払われた予約購読コンテンツの PDF ファイルへのアクセスをお客様に認める。そのさい De Gruyter は自らの裁量で以下のいずれかにより関連 PDF ファイルへのアクセスを認めることができる：

- ・ お客様の電子アーカイブへの PDF ファイルの体系的ダウンロードを許すこと、
- ・ 信頼できる人として De Gruyter の指定した第三者にアクセスを認めること、
- ・ お客様のデータ記憶媒体(CD-ROM、DVD など)に PDF ファイルの個別コピーを提供すること。

そのような場合、コンテンツの保存または使用の全期間中、本一般利用条件にもとづくお客様のすべての権利および義務が適用される。

このことは他の価格モデル(レンタルオプション、エンドユーザー提供)には明示的に適用されない。

10. 監査権

お客様が業者である場合、お客様は要求に応じて De Gruyter Online の契約上の使用を、特にお客様が De Gruyter Online を質的にも量的にも契約の範囲内で使用しているどうかを、De Gruyter に検査させなければならない。そのために、お客様は De Gruyter に情報を与え、関係文書・資料の閲覧を認め、使用されるハードウェア・ソフトウェア環境を De Gruyter または De Gruyter が指名しお客様にとって許容できる監査法人に検査させる。De Gruyter はお客様の施設内でお客様の通常の作業時間内にそのような監査を行なうこと、または守秘義務を負う第三者に監査を行なわせることができる。De Gruyter は現場でのこのような措置がお客様の業務をできる限り妨げないよう留意する。監査の結果、許諾量の 5%以上の、当該契約月に関する超過使用またはその他の使用条件の重大な違反が明らかになった場合、お客様は監査費用を負担する。

11. De Gruyter Online の不正使用時の遮断、お客様の損害賠償義務

11.1 お客様が 2 カ月分のご自分の平均支払義務に相当する金額の支払いを遅滞している場合、De Gruyter はお客様の De Gruyter Online へのアクセスを遮断することができる。

11.2 De Gruyter がお客様のアクセスデータの契約違反の使用もしくは不正使用を知るにいたったとき、または現実にもそのような契約違反使用もしくは不正使用の恐れがあるときには、De Gruyter はただちにお客様に通知し、サ

ービス停止のための制限時間を設ける。制限時間終了後 De Gruyter は契約違反使用または不正使用の嫌疑が払われるまで(お客様=機関全体または個々の IP アドレスもしくは権限ある使用者に対して)当該アクセスを遮断することができる。少なからぬ経済的損害の恐れがある場合、遮断は制限期間終了前でも行なわれうる。

11.3 お客様は権限ある使用者による不正使用もしくは不注意な使用によって、またはお客様のネットワークを通じてもしくはその他の方法でコンテンツに権限のないアクセスをする第三者によって生じ、お客様が 7 条に定める自らの義務を履行することにより防ぎえたすべての損害に対して補償しなければならない。

12. 価格および支払い

12.1 De Gruyter の給付に対しては当該提供品に表記した価格が適用される。業者に対して正価が提示されないかぎり、価格は法定の売上税を含む。お客様の注文した給付に対する総価格は給付(製品またはデジタルコンテンツ)の価格に、場合によって生じる送料、および外国への配達の場合には輸入手数料、関税その他の税金などのお客様が負担すべき追加費用を加えた金額である。

12.2 雑誌の購読予約に関しては、それぞれの発行頻度に関係なく、当該暦年の最初の発行月から始まる 12 カ月分に対して前払いしなければならない。

12.3 De Gruyter は送り状、クレジットカードまたは前払いによる支払いを受入れる。個々の給付に関しては提供品に表記した制限が適用される。

12.3.1 送り状による支払いの場合、請求金額は現金割引による減額なしで、商品及び送り状がお客様のもとに到着してから送り状に示された支払期間内に、送り状に表記された銀行口座に振り込まなければならない。

12.3.2 前払いの場合、お客様は注文確認書と一緒に送り状を受取る。請求金額は送り状の受領後 10 日以内に送り状に表記された銀行口座に振り込まなければならない。

12.3.3 クレジットカードによる支払いの場合、商品発送時またはサービス提供時にクレジットカードの借方に記入される。

12.3.4 すべての支払い、特に外国からの支払いはドイツへの費用なしで行なわれなければならない。場合によっては必要となる銀行手数料はお客様が負担する。

12.4 De Gruyter がお客様に対して公表するもっともな事情、特に費用算出に影響を及ぼす技術上・経済上の変化がそれを正当化する場合、De Gruyter は De Gruyter Online の使用および雑誌の購読予約に関する価格を将来に向けて有効に調整することができる。価格調整に関するお客様への通知は書面にて送り状とともに、または電子メールにて行われる。値上げの場合、お客様は通知到着後 2 週間以内に De Gruyter に対して使用契約を特別に解除することができる。解除は書面(Walter deGruyter, Genthiner Str. 13, 10785 Berlin 宛)または電子メール(service@degruyter.com 宛)にて行なうことができる。契約解除通知は予告された値上げの期日に効力を生じる。この時点までは旧価格が適用される。通常の契約解除権には影響が及ばない。

12.5 お客様の支払遅滞に関しては制定法の規定が適用される。

13. 下請け業者

De Gruyter にとって認識しうる雇入れに反対する重大な理由がないかぎり、De Gruyter は下請け業者を雇入れることができる。その権限は特に注文受理、注文処理、宣伝、債務者管理などに関してとする。これらの業務は現在 HGV Hanseatische Gesellschaft für Verlagsservice mbH, Holzwassenstraße 2, 72127 Kusterdingen, Deutschland が引受けている。

14. 所有権留保

14.1 個人消費者との契約の場合、De Gruyterはそのつどの商品の代金が完全に入金するまで引渡された商品の所有権を留保する。所有権留保が存続するかぎり、お客様は商品の差押え、没収または紛失をただちに De Gruyter に届け出なければならない。

14.2 業者であるお客様との契約の場合、この所有権留保は業者との取引上の債務による全支払いが入金するまで適用される。お客様は規則に従った取引により留保商品を二次的譲渡することができる。お客様は交互計算による残額債権すべてを含む、留保商品の二次的譲渡から生じる第三者に対するすべての債権を完全な担保として De Gruyter に譲渡するものとする。お客様は留保商品の二次的譲渡により譲渡された債権を取立てることができる。お客様が自らの支払義務を規則通りに果たさない場合、取立て権限は De Gruyter により取消される。De Gruyter の権限に属するすべての担保権の清算可能な価値がすべての担保付き請求金額を 10% 以上超える場合には、De Gruyter はお客様の要求にもとづき担保権の相応な部分を放棄する。所有権留保期間中、お客様が質入をする、または担保のために譲渡することはできない。差押え、没収またはその他の第三者による侵害の場合には、お客様は De Gruyter の所有権を告知して異議を述べ、ただちに De Gruyter に報告しなければならない。

15. 返品

15.1 お客様が書籍価格拘束に関する法律および契約上の規定に服する販売者である場合、以下の定めに従って商品を返送(返品)することができる：返送(返品)のためには前もって De Gruyter による同意、または De Gruyter の名での HGV Hanseatische Gesellschaft für Verlagsservice mbH による同意を得なければならない。返品時に購入日を通知しなければならない。De Gruyter は同意できない返品について拒絶する権利を留保する。返送は送料発送人払いで行なわれなければならない。以下のものは返品することができない：a) 固定小売価格が 6 週間以上前に Börsenblatt (ドイツ書籍販売のオンライン業界紙) での告知により取消された刊行物、b) 改訂版刊行後 6 週間の刊行物、c) 返送の 18 カ月以上前に引渡された商品。

15.2 承諾された無傷の返品については本来の購入価格にもとづき、全額がお客様に返金される。損傷しているが再び売ることのできる状態での返品については、個々の場合に別途合意しないかぎり、固定小売価格の 25% がお客様に返金される。De Gruyter の公正な判断により再び売ることのできない商品である場合、De Gruyter は返金しない権利を留保する。De Gruyter は各暦年に各販売者の年間売上高の合計 5% に相当する全額までの返品を受取る。電子製品は製造元包装(未開封)の状態でのみ返品することができる。

15.3 別途明示の合意がないかぎり、返品は以下宛に送るものとする：Sigloch Distribution GmbH & Co. KG, Tor 6-10, Am Buchberg 8, 74572 Blaufelden, Deutschland

16. 責問義務および瑕疵担保請求権の時効

16.1 瑕疵がある場合には制定法が適用される。ただし、お客様が業者である場合には、一定期間または不特定期間での刊行物の引渡しに関するすべての契約についての商法典 377 条に定める責問義務が適用される。お客様の瑕疵担保請求権の時効は商品の引渡し後 1 年間である。このことは瑕疵を理由とするお客様の損害賠償請求権または費用償還請求権には適用されない。

A

17.1 De Gruyter の責任に関する以下の規定は本契約の履行に起因もしくは関係するお客様のすべての損害賠償請求およびそれに代わるその他の賠償請求ならびに法的根拠(担保、遅滞、不能、義務不履行、給付障害の存在、

不法行為など)に関係なく責任のある場合に適用される。ただし、お客様の請求が次の場合を除く:

- 生命、人体または健康の侵害による損害を理由とする場合、
- De Gruyter の悪意による瑕疵の隠蔽がある場合、または De Gruyter が保証を引受けた性質の欠陥を理由とする場合、
- De Gruyter 、その機関または幹部職員の故意もしくは重過失の行為に起因する場合、
- 製造物責任法に基づく場合

これらの請求に対しては制定法が適用される。

17.2 De Gruyter およびその履行代理者は本質的な義務、すなわちその遂行によって初めて契約の履行が可能となり、その遂行をお客様が通常信頼しうるすべての義務に対する違反があったときに限り、過失により生じた物的損害および財産損害に対して責任を負う。ただし、典型的であり、契約締結時に予見可能であった損害の賠償に限る。

17.3 その他の軽微な、または単純な過失に対する De Gruyter の責任は除外される。

17.4 賃貸借上の、および類似の使用関係の範囲内の、契約締結時に既に存在する瑕疵に対する De Gruyter の無過失責任は明示的に除外される。

17.5 請負契約上の給付の場合、業者であるお客様は民法典 637 条に定める自己履行の権利をもたない。請負契約上の瑕疵担保に関する権利は給付受領時から 12 カ月の期間に限られる。損害賠償請求権にはこれによって影響が及ばない。

17.6 De Gruyter は技術的問題(回線障害、停電その他のインターネットおよび電気通信施設の問題など)または De Gruyter の支配が及ばない他の事情(戦争、ストライキ、洪水、国家による制限など)に対して責任を負わない。

17.7 お客様が許諾対象の瑕疵に責任を負う場合(コピー送信時の内容・意味の誤り、誤植など)、お客様は第三者一特に使用者一が De Gruyter に対して行なうすべての保証・損害賠償請求に対する De Gruyter の責任を免除する。

18. 最終規定

18.1 お客様は確定判断された、反論の余地なしである、または De Gruyter が承認した反対請求とのみ相殺することができる。お客様は同一の契約関係に基づくものであり、反論の余地ない、または確定判断された、もしくは裁判の準備が整った反対請求による留置権のみを主張することができる。本条項は反対給付請求に対してなされた、瑕疵ある給付または給付不履行を理由とするお客様の請求には適用されない。

18.2 De Gruyter は本一般取引条件を変更することができる。変更に関して De Gruyter は効力発生前 60 日以内に電子メールまたは書面でお客様に通知する。変更はお客様の同意を要する。電子メールまたは書面での変更通知が到着して 30 日以内にお客様が異議を申立てないかぎり、同意が与えられたものとみなされる。この同意の効果について De Gruyter は変更通知で特に指摘する。お客様が異議を申立てる場合、従来の契約上の規定の効力のもとで契約関係が継続する。

18.3 本一般取引条件に基づくすべての法律関係にはドイツ連邦法が適用される。ただし、国際物品売買契約に関する国連条約または外国法の適用に至るいかなる法規も適用されない。

18.4 お客様が商人、公法上の法人もしくは公法上の特別財産である場合には、本契約関係に起因もしくは関連するすべての争訟に関する専属裁判管轄地を De Gruyter の所在地とする。お客様をその普通裁判管轄地で訴える De Gruyter の権利は影響を受けない。

18.5 他の EU 加盟国に居住する消費者は、消費者保護法規から生じる請求をドイツでまたは自分が居住する EU 加盟国でのいずれかを選択して請求を主張することができる。

付属文書 契約解除に関する指示

A) 商品の注文に関する契約解除権(購読予約契約を除く)

契約解除に関する指示

契約解除権

お客様は理由を述べることなく14日以内に本契約を解除することができます。

解約期間はお客様、またはお客様が指名した、運送業者でない第三者が最後の商品の占有を獲得した日から14日間である。契約解除権を行使するためには、お客様は明確な表明(郵送された書簡、ファックス、電子メールなど)によって私どもに本契約を解除するお客様の決意を伝えなければならない(契約解除の宛先は私どもの下請け業者

HGV Hanseatische Gesellschaft für Verlagsservice mbH, Holzwassenstraße 2, 72127 Kusterdingen, Deutschland、電話:+49(0)7071 / 9353-55、ファックス:+49(0)7071 / 9353-93、電子メール:

service@degruyter.com である)。お客様は添付の解約書式を利用することができるが、それは義務ではない。解約期間の遵守には、お客様が契約解除権行使に関する通知を解約期間経過前に発送すれば足りる。

解約の効果

お客様が本契約を解除した場合、私どもはお客様から受領した配送料金(私どもの申出た、最も好都合な標準的配送方法とは異なる配送方法を選んだことによって発生する追加費用を例外として)を含む全支払金額を遅滞なく、遅くとも本契約の解除に関するお客様の通知が私どもに届いた日から14日以内にお客様に払戻さなければならない。お客様との間に別段の取決めがないかぎり、この払戻しのために私どもはお客様が当初の取引に使用したのと同じ支払方法を用いる。この払戻しのためにお客様に料金が請求されることはない。

私どもは、私どもに商品が返還されるまで、またはお客様が商品を返送したことを証明するまでのいずれかより早い時点まで払戻しを拒否することができる。お客様は遅滞なく、いかなる場合にも、お客様が本契約の解除に関して私どもに通知した日から14日以内に商品を HGV Hanseatische Gesellschaft für Verlagsservice mbH, Holzwassenstraße 2, 72127 Kusterdingen, Deutschland 宛に返送、または引渡しを行わなければならない。

お客様が

14日間の期間経過前に商品を発送すれば、期間は守られる。

お客様は商品の返送の直接費用を負担する。

商品価値の減損がある場合、それが商品の性質、属性および機能性の点検に不必要な取扱いが原因である場合のみ、そのような商品価値の減損に対してお客様は補償しなければならない。

B) 固定期間の商品の定期的引渡しに対する契約解除に関する指示(購読予約契約)

契約解除権に関する指示

契約解除権

お客様は理由を述べることなく14日以内に本契約を解除することができます。

解約期間はお客様、またはお客様が指名した、運送業者でない第三者が最初の商品の占有を獲得した日から14日間である。契約解除権を行使するためには、お客様は明確な表明(郵送された書簡、ファックス、電子メールなど)によって私どもに本契約を解除するお客様の決意を伝えなければならない(契約解除の宛先は私どもの下請け業者

HGV Hanseatische Gesellschaft für Verlagsservice mbH, Holzwassenstraße 2, 72127 Kusterdingen,

Deutschland、電話:+49(0)7071 / 9353-55、ファックス:+49(0)7071 / 9353-93、電子メール:
service@degruyter.com である)。お客様は添付の解約書式を利用することができるが、それは義務ではない。
解約期間の遵守には、お客様が契約解除権行使に関する通知を解約期間経過前に発送すれば足りる。

解約の効果

お客様が本契約を解除した場合、私どもはお客様から受領した配送料金(私どもの申出た、最も好都合な標準的配
送方法とは異なる配送方法を選んだことによって発生する追加費用を例外として)を含む全支払金額を遅滞なく、遅く
とも本契約の解除に関するお客様の通知が私どもに届いた日から14日以内にお客様に払戻さなければならない。お
客様との間に別段の取決めがないかぎり、この払戻しのために私どもはお客様が当初の取引に使用したのと同じ支
払方法を用いる。この払戻しのためにお客様に料金が請求されることはない。

私どもは、私どもに商品が返還されるまで、またはお客様が商品を返送したことを証明するまでのいずれかより早い時
点まで払戻しを拒否することができる。

お客様は遅滞なく、いかなる場合にも、お客様が本契約の解除に関して私どもに通知した日から14日以内に商品を
HGV Hanseatische Gesellschaft für Verlagsservice mbH, Holzwiesenstraße 2, 72127 Kusterdingen,
Deutschland 宛に返送、または引渡しを行なわなければならない。お客様が14日間の期間経過前に商品を発送
すれば、期間は守られる。

お客様は商品の返送の直接費用を負担する。

商品価値の減損がある場合、それが商品の性質、属性および機能性の点検に不必要な取扱いが原因である場合に
のみ、そのような商品価値の減損に対してお客様は補償しなければならない。

C) De Gruyter Online サービス使用の契約解除に関する指示

契約解除に関する指示

契約解除権

お客様は理由を述べることなく14日以内に本契約を解除することができる。

解約期間は契約締結日から14日間である。契約解除権を行使するためには、お客様は明確な表明(郵送された書
簡、ファックス、電子メールなど)によって私どもに本契約を解除するお客様の決意を伝えなければならない(契約解
除の宛先は私どもの下請け業者 HGV Hanseatische Gesellschaft für Verlagsservice mbH,

Holzwiesenstraße 2, 72127 Kusterdingen, Deutschland、電話:+49(0)7071 / 9353-55、ファックス:

+49(0)7071 / 9353-93、電子メール: service@degruyter.com である)。お客様は添付の解約書式を利用すること
ができるが、それは義務ではない。

解約期間の遵守には、お客様が契約解除権行使に関する通知を解約期間経過前に発送すれば足りる。

解約の効果

お客様が本契約を解除した場合、私どもはお客様から受領した配送料金(私どもの提供した、最も好都合な標準的配
送方法とは異なる配送方法を選んだことによって発生する追加費用を例外として)を含む全支払金額を遅滞なく、遅く
とも本契約の解除に関するお客様の通知が私どもに届いた日から14日以内にお客様に払戻さなければならない。お
客様との間に別段の取決めがないかぎり、この払戻しのために私どもはお客様が当初の取引に使用したのと同じ支
払方法を用いる。この払戻しのためにお客様に料金が請求されることはない。

お客様が解約期間中にサービス提供の開始を要求していた場合、お客様は契約上予定された全サービス提供量と
比較してお客様が本契約に対する解除権行使を私どもに告げた時点までの分量に相当する適切な金額を私どもに
支払わなければならない。

D) 契約解除権に関する特別指示

契約解除権は、封をした包装の録音、録画またはコンピューターソフトウェアの引渡し契約において引渡し後開封がなされた場合、および購読予約契約を除く新聞・雑誌の引渡し契約には存在しない。

サービス提供契約に関する解除権は、業者がサービスを完全に提供し、一般消費者がそれに対して明示的に同意し、同時に自らの契約解除権が業者による契約の完全な履行時に消滅することを知っているのを認めた後で初めてサービス提供が開始した場合、消滅する。

デジタルコンテンツの引渡し契約に関する解除権は、業者がサービスを完全に提供し、一般消費者がそれに対して明示的に同意し、同時に自らの契約解除権が業者による契約の完全な履行時に消滅することを知っているのを認めた後で初めてサービス提供が開始した場合、予定より早く消滅する。

E) 解約書式

お客様は解約通知のために下記の解約書式を使用することができる。

解約書式

(お客様が契約を解除したい場合、この書式に記入し、私どもに返送してください。)

宛先: HGV Hanseatische Gesellschaft für Verlagsservice mbH, Holzwiesenstraße 2, 72127

Kusterdingen, Deutschland 、電話:+49(0)7071 / 9353-55 、ファックス:+49(0)7071 / 9353-93 、電子メール:
service@degruyter.com

ここに私／私たち (*) は私／私たち (*) が結んだ次の商品の購入 / 次のサービスの提供 (*) に関する契約を解除します。

注文日 (*) / 受領日 (*)

消費者の氏名

消費者の署名 (紙での通知の場合のみ)

日付

(*) 該当しないものを削除する。

2015年1月発効